

●韓国IPGの活動

- ・第24回韓国IPGセミナー「韓国グローバル企業の知財戦略」をソウルで開催しました 01
- ・2019年度建議事項の結果報告 05
- ・日本国特許庁審判部「審判実務者研究会」報告書のご紹介 05

●IPを知ろう

- IPニュース 06
- 「新・知財最前線は今」 07
 - 韓国の遠隔映像口述審理制度
 - 韓国における知的財産権表示について



韓国IPGへのメンバー登録

韓国IPGへのメンバー登録は下記のURLよりお願いします。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipg/>

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です。



事務局からのお知らせ

3年間、韓国IPG事務局として活動を行って参りました浜岸が6月末に日本に帰任し、後任として日本国特許庁から土谷が着任しました。今後ともIPG会員の皆様に役立つ情報を発信していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ致します。



CAUTION

韓国IPG Informationに掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ておりません。無断での転載はご遠慮ください。



知財トリビア!

韓国特許庁とのMOU締結により、韓国で登録された特許について別途審査をせず登録を認める制度を施行している国はどこでしょうか。

- ①米国・カナダ ②カンボジア・ラオス ③ブラジル・チリ

※ 回答は(5頁)下部に掲載しています。

●韓国IPGの活動

第24回韓国IPGセミナー「韓国グローバル企業の知財戦略」をソウルで開催しました



韓国グローバル企業の海外における事業展開は活発であり、こうした企業は特許・商標・デザイン（意匠）の各分野において、独自の知財戦略を構築した上でグローバルな出願を行っています。ジェトロソウルでは、このような韓国グローバル企業の知財戦略を、各国における出願動向などから解析するため「韓国グローバル企業の知財動向調査」を2020年度に実施し、ジェトロ韓国知財ウェブサイト (<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>) にて報告書を公開しました。

そこで、2020年6月25日に、第24回韓国IPGセミナー（特許庁委託事業）をソウルにて開催し、同調査に携わった韓洋国際特許法人から調査結果について、また、中国における知財訴訟戦略について、韓国グローバル企業の訴訟代理を行っている立方（リーファン）外国法諮問法律事務所から紹介していただきました。以下、主な内容を紹介します。

●韓国グローバル企業の特許動向

- 姜錫勳（カン・ソクフン）韓洋国際特許法人 弁理士

・サムスン電子の特許動向

海外出願における中国出願の割合が増加推移

調査対象国（韓国、日本、米国、中国、欧州）への特許の出願件数が、すべての国で減少傾向を見せている中、中国出願の減少幅は比較的に少ないことから、中国における知財権確保を重要視していることが分かります。



中国では特に半導体分野の出願数が急増している一方で、移動/情報機器分野の出願数が減少しています。これは、中国でサムスン電子のスマートフォンの業績が良

好ではないことと、サムスン電子にとって中国の半導体市場の重要性が大きくなりつつあることを示します。

サムスン電子の海外出願の国別出願率



(出所) 発表資料を基にジェトロ作成

量的成長から質的成長戦略に転換

韓国の特許出願の95%以上が海外に出願されています。韓国国内の出願が減少しつつある中で、韓国出願の海外出願割合は大きくなっていることは、量的成長から質的成長戦略に転換していることを意味します。

一方、海外出願のルートは、パリルート（直接出願）が依然としてPCT(国際出願) 出願より多いですが、PCT出願が占める割合は毎年右肩上がりです。米国出願をみると、米国に直接出願を行うよりも、韓国出願を優先権の基礎として行う場合が多くなっています。なお、出願件数については、韓国出願の件数が最も多いにもかかわらず、特許維持件数については、韓国が3万1,520件、米国が5万6,364件と、米国のほうが、著しく多いことが特徴です。加えて米国出願の動向をみると、ディスプレイ分野の出願数は確実に維持し、LCDやLEDなど、伝統的な技術分野の出願は減少している一方、QLEDやホログラムなどの新技術分野の出願の急増が目立ちます。

・ LG電子の特許動向

新技術分野における出願が増加推移

韓国の特許出願の件数は一定水準を維持していますが、海外出願が減少傾向にあり、特に日本向けの出願が急減しています。携帯電話での業績悪化を反映するかのよう、調査対象国すべてにおいて、移動/情報機器分野の出願件数が急減しつつあります。一方、5G技術などの通信システム分野の出願が増加しつつあります。調査対象国によって分野は若干異なりますが、主にロボット、電装、電池、発電システム、自律走行などの新技術分野の出願が各国で急増するなど、新事業への体質転換が予想されます。

海外出願の割合が減少

韓国のみの特許出願を行う割合が徐々に増加し、2017年には52.4%となり、全体出願の中で、海外出願が占める割合は半分以下となりま

した。海外出願のルートは、PCT出願がパリルートより多くなっています。加えて、米国に出願される特許出願の中で、韓国を基礎とする優先権が約55%、米国への直接出願が約44%であるなど、相当な割合の出願が韓国出願なしに米国に直接出願されることが分かります。

・ LG化学の特許動向

電池分野の出願の割合が増加

全体の特許出願の中で、海外出願が占める割合が韓国のみ出願を行う割合を上回るなど、積極的に海外知財権の確保に努力を傾注しており、それによる技術競争力の強化が予想されます。伝統的な石油化学分野の出願は減少する一方で、グローバルの自動車メーカーとの合弁を通じた電気自動車のバッテリー市場への積極的な進出の甲斐もあり、日本を除いた国での電池分野の出願が活発になっています。海外出願国の中で、中国と欧州の割合が増加している中で、とりわけ最近、中国出願の割合が急増しています。これは、中国での自動車用二次電池と、IT製品の需要が関係しているとみられます。その他の特徴としては、米国の場合、他の調査対象国に比べ、長期間特許を保有することがあります。

・ 現代自動車の特許動向

PCT活用の割合が極めて低い

他の調査対象国に比べ、PCT出願の活用率が極めて低く、それは、ターゲット国に特化した技術を特定の国を中心に出願していることが理由であるとみられます。一方、登録特許の維持件数をみると、韓国特許に比べて海外登録特許の維持件数は多くありません。しかし、韓国特許の場合は維持期間が短く、海外特許の場合は長期間保持していることが特徴です。韓国出願の中で、優れた特許を選別して海外に出願して管理している戦略がうかがえます。なお、エコカー、インテリジェント自動車分野（自律走行関連が大半を占める）の出願割合が増加推移にあり、特に日本と中国では、水素燃料電池車に関連する出願が増加しています。

・ ポスコの特許動向

海外出願は、中国出願の割合が圧倒的

全体の特許出願の中で、海外優先権出願が占める割合が低いなど、まだ、韓国国内の知財権確保に注力しているように見えます。しかし、過去4年間のPCT出願数が3倍以上増加するなど、今後は積極的に海外知財権の確保に乗り出すことが予想されます。特記すべきことは、海外特許出願で中国出願が占める割合が50%を超えていることです。なお、海外出願の大半がPCT出願であり、多数の国の市場に共通で適用することができる技術分野の海外出願が集中しているこ

とが分かります。なお、製造製品分野では、電機鋼板の分野の出願数が最も多く、ステンレス鋼、鋼材、溶融亜鉛メッキ分野など、様々な分野で均一に出願が行われています。

● 韓国グローバル企業の意匠・商標動向

- 李智瑛 (イ・ジヨン) 韓洋国際特許法人 弁理士

・サムスン電子の意匠動向

ハグ出願の利用が活発

サムスン電子の意匠製品群は、主に家電機器と移動/情報機器で分けられます。一般的に意匠出願は減少しています。例えば、韓国出願をみると、2014年に家電機器が488件、移動/情報機器の出願件数は650件でしたが、2018年にそれぞれ194件、349件と減少し、また、米国出願は、2014年に家電機器が472件、移動/情報機器が583件でしたが、2018年にそれぞれ102件、209件と減少しました。なお、海外出願のルートは、ハグ（国際意匠）出願を多く活用しており、世界で最もハグ出願を利用している企業となっています。



サムスン電子の意匠出願ルートの活用比率



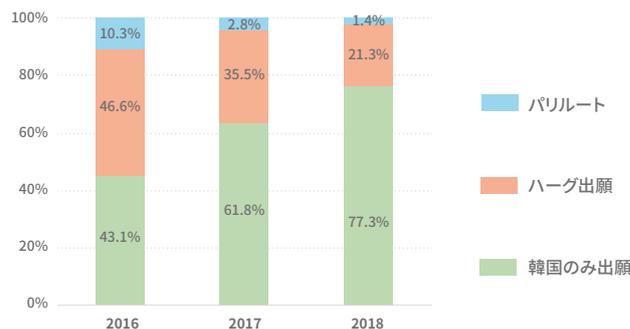
(出所) 発表資料を基にジェトロ作成

・LG電子の意匠動向

家電機器の出願が主流

LG電子の意匠製品群も、主に家電機器と移動/情報機器で分けられます。サムスン電子とは異なり、移動/情報機器よりも家電機器の意匠出願が多く、さらにその差は、拡大しています。例えば、韓国の意匠出願をみると、2014年に家電機器は379件、移動/情報機器が277件でしたが、2018年にはそれぞれ350件、162件となり、また、欧州の意匠出願をみても、2014年に家電機器は174件、移動/情報機器が261件でしたが、2018年にはそれぞれ184件、102件となるなど、移動/情報機器の減少が目立ちます。なお、意匠出願ルートの比率をみると2018年には、韓国のみに出願する場合が7割を超え、海外出願は、ハグ出願を多く活用する一方、パリルートは減多に利用しなくなりました。

LG電子の意匠出願ルートの活用比率



(出所) 発表資料を基にジェトロ作成

・現代自動車の意匠動向

中国出願が多く、日本出願はほぼない

中国の意匠出願が、2014年の107件から、2018年に318件と急増し、2018年に271件の意匠出願があった韓国を含め、中国が最も意匠出願を行う国となりました。一方で、日本では2014年から2017年までは0件、2018年は1件と意匠出願をほとんどしていません。なお、現代自動車も海外出願の際には、ハグ出願を主に活用しています。

・韓国グローバル企業の商標動向

商標出願が多い韓国企業である、①CJ (CJ第一製糖、CJ E&M、CJ大韓通運などの多数の系列社を保有保有)、②LG生活健康 (化粧品、生活用品などの販売)、③アモーレパシフィック (主に化粧品の販売) の商標出願を分析すると、韓国出願が大半を占める中で、海外出願については、中国での商標出願の増加が目立ちますが、その他の主要国 (米国、欧州、日本) の海外出願は活発ではありません。CJの場合、2018年の商標の中国出願は125件、米国が45件、日本が13件、欧州が7件となりました。LG生活健康は、韓国の商標出願が2014年に1,888件から2018年に1,387件と減少しましたが、中国出願は同期間中に92件から333件と急増しました。アモーレパシフィックは、2018年の商標の中国出願は201件、米国は37件、日本は27件、欧州は0件と中国に集中的に商標を出願しています。韓国グローバル企業は、意匠ではハグ出願を活用している一方、商標ではマドリッドプロトコル制度の利用に消極的であることが特徴的です。

● 中国における韓国企業の知的財産権訴訟戦略

- 韓嶺虎 (ハン・リンフー) 立方外国法諮問法律事務所 中国弁護士

中国での韓国企業の知財訴訟は増える見込み

かつて、中国では個人が大手会社を相手に特許侵害訴訟を仕掛けて、和解金を受け取るケースが多かったです。すなわち、



以前の特許侵害訴訟の目的は被告から賠償金を受け取ることが主な目的でした。しかし、現在中国における特許侵害訴訟は、業界をリードするリーディング企業間で関連市場を奪い合う戦いに変貌しました。

そのような状況の下、中国における韓国企業の知財訴訟は、ポストコロナ時代を迎えた時、特にオンライン上の知財侵害による紛争が大きく増えると思込まれます。また、ポストコロナ時代のニーズによって新しく開発された技術や製品、ブランドなどを巡る知財訴訟が盛んに行われる可能性が高く、例えば、K-防疫に関連した技術、製品やブランドを巡って、中国と韓国の企業間で様々な紛争が予想されます。

事例紹介①被告の選択における留意点

2014年、中国であった韓国企業と日本企業間のATM機に関連した特許訴訟を紹介します。韓国企業の中国現地法人が韓国本社からATM機を輸入し、中国で販売をしましたが、日本企業が韓国企業の中国現地法人と韓国本社を被告にして北京市第三中級裁判所に特許侵害訴訟を提起しました。ここで日本企業は被告の選択において大きな過ちを犯したと思います。

中国特許法の規定によれば、中国における特許侵害行為は、中国国内において権利者の許諾を受けずに生産経営の目的で特許製品を製造、使用、販売、輸入する行為を指しますが、この件において韓国本社の行為はこれらの行為のいずれにも該当しません。一步譲って、韓国本社が中国法人と共同で特許侵害行為を行ったとしても、特許侵害訴訟の手続を効率良く進めるためには韓国本社を被告に選択すべきではなかったと思います。

事例紹介②内容証明の発行は慎重にすべき

中国河北省に所在する、ある中国系の自動車メーカーはSUVを出荷していましたが、そのデザインは日系の自動車メーカーのSUVデザインと大分似ていました。価格は日系メーカーのSUVの半分以下ということもあり、良好な販売成果を収めました。一方、日系メーカーは、既にこのデザインを中国で意匠登録をした状態でした。よって、日系メーカーは中国法律事務所を通じて中国メーカーとその複数の代理店に対して権利侵害行為を中止することを要求する内容証明を発行しました。これに対して中国メーカーは石家市中級裁判所に権利非侵害確認訴訟を提起しました。10ヶ月後、日系メーカーは中国メーカーを相手に北京市高級裁判所で意匠権侵害訴訟を提起しました。

最終的に、最高裁判所は本件の意匠権侵害訴訟と権利非侵害確認訴訟を全部河北省高級裁判所が管轄することを命令しました。中国メーカーは、日系メーカーが内容証明書を濫用する行為は不正競争行為に該当すると主張し、損害賠償を請求しました。河北省高級裁判所は一審で中国メーカーのSUVは日系メーカーの意匠権を侵害しないと判断すると同時に、日系メーカーが明確な証拠なしに中国メーカー代理店に多数の内容証明書を発行し、メディアを通じて広く知ら

せた行為は不正競争行為であると認め、日系メーカーに損害賠償金の支払いを命じました。

● 韓国の最新知財事情と韓国IPGの活動

- 浜岸広明 (前)ジェットロソウル事務所副所長

(現)日本国特許庁審査第四部映像システム (静止画) 室長

韓国特許庁の新型コロナウイルス対策

① 新型コロナウイルス対応の知財権支援タスクフォース(TF)の立ち上げ (2月28日)

被害企業への優先的な知的財産担保融資実行、特許共済事業の掛金納付猶予、新型コロナウイルス関連の審査・審判の



迅速な実施、海外知的財産権のモニタリング、安全・健康関連の偽造商品の取締りの強化などに対する支援を行っています。

② 新型コロナウイルス対策「特許情報ナビゲーション」を开通 (3月19日)

新型コロナウイルスに関する韓国内外の特許動向調査結果、様々な提案、優秀な発明アイデア受付、被害企業のための多様な支援施策を案内しています。

③ 書類提出期間の職権延長 (3月31日)

書類の提出期限の満了日が3月31日から4月29日の間に到来する案件については、期限を4月30日に延長し、さらに5月31日までの再延長を実施しました。

④ 審査官採用を前年比50%以上拡大 (4月30日)

新規採用の減少が見込まれる中、「一般職公務員6級(審査官)」のキャリア競争採用者を前年比50%以上拡大して採用することを発表しました。

2020年度業務計画を発表

韓国特許庁が3月11日に発表した2020年度業務計画の主要内容を紹介いたします。

① 知的財産で国家技術競争力を強化

特許戦略拡散支援センターで企業のソリューション開発・教育への支援を強化し、また、国家特許ビッグデータセンターを設置し、政府・民間のニーズに合わせた分析結果を随時提供します。

② 新しい経済的価値を創出する知的財産市場の造成

2,200億ウォンのファンド・オブ・ファンズを造成し、IP直接投資ファンドへの支援に活用します。3倍賠償制度を商標・デザイン侵害に拡大し、侵害発生時の権利者立証の負担を軽減して紛争を早期終結するために「韓国型ディスカバリー」制度を導入します。

③ 知的財産で輸出企業の保護を強化

中国・ASEANなどでの侵害行為モニタリングを強化し、「海外K-ブランド侵害申告センター」を設置します。 

2019年度建議事項の結果報告

韓国IPGでは、ソウルジャパンクラブ (SJC) が毎年行っている韓国政府へのあい路事項をまとめた建議事項のうち、知的財産分野に関する協力を行っております。2019年度は、知的財産分野に関する建議事項として6項目の要望を韓国政府に提出しましたが、以下のとおり回答がありましたのでご報告します。

2019年度知的財産分野の建議事項と韓国政府回答

建議番号	建議内容	韓国政府回答
10	特許出願に対する拒絶理由通知の応答期間／拒絶決定に対する不服申立期間の長期化 (現行は拒絶理由通知の応答期間は在外者でも2ヶ月、拒絶決定に対する不服申立期間は30日(延長は可能))	【一部受入】拒絶決定に対する不服申立期間は、出願人の利便性の向上、主要国との調和等を踏まえ現行の30日から3か月への延長を検討している。 【長期検討】拒絶理由通知への応答指定期間の延長は、審査処理期間の遅延や登録遅延に伴う存続期間の延長等を考慮し、慎重に検討する計画。
11	特許法条約(PLT)への早期加盟 (指定期間経過後の延長申請や、英語以外の外国語出願が認められるよう、PLTへの早期加盟を要望)	【長期検討】 PLTでの主要事項は、すでに特許法にほとんど反映されており、加盟に係る具体的な議論はまだ行われていない。
12	輸出に対する権利行使の可能化 (特許法において「輸出」を実施行為に含め、製造、譲渡等と同様の取締りができるように要望)	【長期検討】 今後産業界からの改正要求や輸出行為に係る紛争状況及び苦情等を勘案して長期的に検討する予定。
13	通常実施権の対抗要件 (通常実施権を登録しなくとも第三者に対抗できるよう要望、2015年に法改正案が提出されたが廃案となっていた)	【長期検討】 2015年国会で発議したものの廃案となった通常実施権の当然対抗制度の導入は、産業界等からの懸念もあり慎重に検討する予定。
14	特許権存続延長制度における外国臨床試験期間の加算、補完期間算入 (2012年から継続)、審判段階における延長期間の補正手続 (新規) (海外で実施された臨床試験についても、その臨床試験期間を特許権の存続期間延長の算定に加入することなどを要望)	【受入困難】 外国の臨床試験は韓国での医薬品許可を得るために食品医薬品安全処長の承認を得て実施した試験ではないことから、特許権存続期間の延長期間として含まれない。 資料の補完にかかる期間の発生に対する帰責事由は許可申請者にあることから、特許権存続期間の延長期間として含まれない。 延長登録に係る拒絶査定不服審判中に延長期間を補正することは、出願において一部の拒絶理由がある場合、出願全体を拒絶しなければならない出願一体の原則に反するものである。
15	医薬品許可特許連携制度 (パテントリンケージ) における問題点 (販売禁止処分の除外事由の削除) (薬事法第50条の6第1項各号の販売禁止処分の除外事由のうち、第5号と第6号の削除を要望)	【長期検討】 制度の運用状況等を勘案し、制度見直しの必要性及び改善方向等を検討している。

このように、多くの建議事項について、韓国政府側で検討が行われる予定で、早期の制度改善が望まれます。建議事項回答の詳細については、以下のホームページから入手できますので、ご参照ください。

● ソウルジャパンクラブ、SJCからのお知らせ

<http://www.sjchp.co.kr/notice/list.do>

日本国特許庁審判部「審判実務者研究会」報告書のご紹介

日本国特許庁審判部では、産業界、弁理士、弁護士及び審判官という立場の異なる審判実務関係者が一堂に会して審決や判決についての研究を行う「審判実務者研究会」を毎年開催し、その結果を報告書としてまとめ、特許庁ホームページで公表しております。以下のURLからご覧頂けますので、是非ご活用ください。 

【英語ページ】

www.jpo.go.jp/e/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai.html

【日本語ページ】

www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai.html



知財トリアの回答

正解は②カンボジア・ラオスです。カンボジアは2019年11月に、ラオスは2020年7月に韓国で登録された特許を自動的に認める制度 (Patent Recognition Program, PRP) を施行しました。(ジェットロ韓国知財ウェブサイト2020年6月30日付け知的財産ニュースに掲載)



KOREA IP NEWS

※ジェットロ韓国知財ウェブサイト毎日発信している知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ウェブサイトの「ニュース速報」をご覧ください。
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/>

① 商標登録、急ぐなら優先審査を申請しましょう | 韓国特許庁 (2020.2.24)

最近、優先審査申請が大幅に増加する理由は、2018年から商標出願の増加により商標審査が遅れており、迅速な審査の結果を希望する出願人が積極的に優先審査制度を活用しているためであると思われる。従来は出願人が出願した商標を使用しようとする商品の全てに対して使用しているか、使用する準備をしていることが明白な場合など、限定的な場合のみ優先審査申請が可能であった。しかし2019年7月からは、特許庁長が登録公告した商標を専門的に調査する機関に調査を依頼した場合にも、優先審査申請ができるように要件を緩和し、出願人の利便性を大幅に向上させた。新たな要件を導入して以来、それを活用して約250件の商標出願に対する速やかな審査が行われ、2020年にはそれを活用した優先審査申請がさらに増えると予測している。

② 特許庁、海外オンラインモールで流通される韓国商品模倣品の取締り | 韓国特許庁 (2020.3.23)

韓国特許庁は2019年に韓国知識財産保護院を介して、中国のオンラインショッピングモールで販売される韓国中小・中堅企業40社の商品に対する模倣品の販売掲示物21,242件を削除し、約948億ウォンの経済的効果を出したと発表した。商品別で見ると、文房具(19%)が最も多く、その次に児童用玩具(16%)、デザイン・キャラクターグッズ(10%)の順で、切削工具など機械部品と球体関節人形など趣味グッズもそれぞれ5%ずつ占めている。オンライン上の模倣品取締を効果的にする方法は、権利者が模倣品の届出をしてオンライン事業者がその掲示物を削除する方法であるが、海外オンラインショッピングモールの場合、言語の問題などにより、人手が足りない韓国の中小・中堅企業が直接解決することは、ハードルが高いのが現実である。専門担当者がオンライン上の模倣品現況をモニタリングし、企業が現地で登録した知的財産権に基づいて、代理届出および掲示物削除を遂行する支援事業を運営してから6年目になる。これまでのノウハウを基に2019年基準で約98%の模倣品の掲示物を削除することに成功した。

③ デザイン紛争、「産業財産権紛争調停委員会」で、速やかに解決 | 韓国特許庁 (2020.5.8)

アパレル業界、生活用品業界など、幅広い分野において全体的な外観は似ているが、デザイン「侵害」だと判断する基準が曖昧な模倣製品が頻繁に現れている。デザイン紛争は、デザインの類似性判断が難しく、訴訟に長い時間がかかるため、訴訟で救済を受けるのが現実的に容易ではない。デザイン侵害の刑事訴訟は、平均6.5ヵ月、デザイン侵害禁止の請求訴訟(1審)は、12.4ヵ月かかり(2018年、法院行政処)、デザイン侵害を受けた企業の平均訴訟費用は8,000万ウォン程度である。デザイン侵害訴訟の進行に必要な時間、費用が多くかかり、デザイン権利者は、訴訟から得られる実益が少ないため、侵害対応に積極的ではない場合が多い。それを悪用して、デザインの模倣がさらに増加するという悪循環が発生する。韓国特許庁は、デザイン紛争の早期解決をサポートするために、「産業財産権紛争調停委員会」を運営している。「産業財産権紛争調停委員会」を通すと、別途の申請費用なしで、3ヵ月以内に専門分野の調停委員による調停結果を受けることができ、調停が成立すれば、裁判上の和解と同一の効力を持つ。デザイン紛争の調停成立率(46%)は、特許(31%)、商標(36%)に比べて高く、制度運営の実効性も高い。特に、2020年8月から商品形態の模倣を含めた不正競争行為も紛争調停委員会に調停を申請することができ、より効果的に紛争を解決できるようになった。

④ 特許庁、商品形態の模倣に関する不正競争行為の増加に積極的に対応する計画 | 韓国特許庁 (2020.6.22)

最近、L世代(Luxury-Generation)と呼ばれる若年層を中心に、ブランド品の人気ますます高まっている。このような状況を利用して、一部の革工房では工房独自の製作活動よりブランド品の模倣行為が盛んになっている。このような行為は「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に違反する可能性が高いだけでなく、商標法、デザイン保護法にも抵触するため、格別の注意を払う必要がある。特許庁の調査結果により、不正競争防止法を違反すると判断された場合、是正勧告を受けることもあり、起訴された場合には、3年以下の懲役または3,000万ウォン以下の罰金という刑事処分を受けることもある。特許庁の不正競争行為申告センターに受け付けられた申告類型を見ると、商品形態の模倣およびアイデア奪取が多数であり、特に最近では、上記の事例を含む商品形態模倣に関する申告が増加している。実際、2020年6月上旬に申告センターに受け付けられた内容も革工房に対する制裁要求の件であり、商品形態模倣に関する申告は、前年同期比で約2.6倍に達している。IPG

File No.134

韓国の遠隔映像口述審理制度



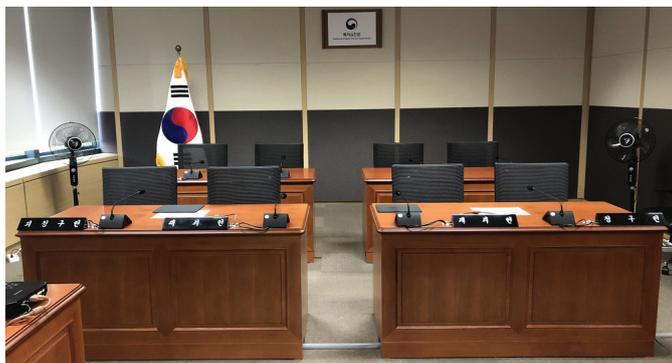
韓国の特許審判では、当事者による口頭の陳述をもって審理を行う、口述審理が積極的に活用されています。また、韓国特許庁が位置する大田(テジョン)以外の地域、特にソウルに当事者及び代理人が多いため、当事者の便宜のために、テレビ会議システムを用いた遠隔映像口述審理が導入されています。本稿では、この遠隔映像口述審理についてご紹介します。

1. 遠隔映像口述審理の進行

遠隔映像口述審理は、特許審判院(大田)の審判廷と、韓国特許庁ソウル事務所の映像審判廷とを、テレビ会議システムで連携させて行います。このとき、審判合議体は、特許審判院の審判廷に出席し、当事者などの審判関係者は審判廷または映像審判廷(ソウル)に出席して口述審理を行います(通常は、審判関係者全員が映像審判廷に出席します)。映像口述審理の円滑な進行のため、映像審判廷には専任の職員が配置され、参加者の確認や、口述審理陳述要旨書のスクリーン投影など機器の操作および審判廷の秩序維持の業務を遂行します。遠隔映像口述審理の対象事件は、(1) 一方の当事者または双方の当事者が遠隔映像口述審理を申請した事件、(2) 双方の当事者に代理人がない事件、(3) 侵害訴訟が続く事件、などが該当しますが、これらの事件の中でも争点が複雑で長時間を要する事件については、通常的口述審理を審判廷(大田)にて行い、比較的争点が簡単で審判合議体による事件の指揮が容易な事件が遠隔映像口述審理の対象となります。

2. 映像審判廷の構成

ソウルの映像審判廷の写真を以下に示します。(1)請求人、被請求人席と、(2)証人及び審判事務官の席と正面左側には大田の審判合議体の映像が映し出されるディスプレイが、また正面右側には口述審理陳述要旨書が映し出されるディスプレイが配置されています。



(1) 請求人席(左)、被請求人席(右)



(2) 証人席(左)、審判事務官席(右)および審判合議体の映像が映し出されるディスプレイ

3. 遠隔映像口述審理の関連統計

下記関連統計からもわかるように、口述審理全体の件数のうち遠隔映像口述審理が占める割合は、2014年の導入以降、増加傾向にあります。現在、遠隔映像口述審理は、相対的に商標事件において多く行われていますが、その理由として、特許紛争より商標紛争が比較的争点が簡単な事案が多いということが挙げられます。

口述審理の件数

年度	2014	2015	2016	2017	2018
件数(全体)	633	646	590	646	530
件数(映像)	105	189	248	272	291
割合	16.6	29.3	42.0	42.1	54.9

このように、遠隔映像口述審理は、紛争当事者が特許庁のある大田まで移動することなく、ソウルにいながら、自らの意見を十分に主張できるという点で、今後も利用が増えていくものと思われます。IPG

ラオン国際特許法律事務所 (KIM, HONG & ASSOCIATES)

張萬澈 (チャン・マンチョル) 代表弁理士

1984年仁荷大学航空工学科卒業。85年特許庁入庁、99年横浜国大卒業(修士)、09-12年駐日韓国大使館特許官、13-16年特許法人元全弁理士、17年から現職(監修:日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所前副所長 浜岸広明)

File No.135

韓国における知的財産権表示について



最近、韓国特許庁は知的財産権の表示指針を公表しました。知的財産権と関連して虚偽表示を行った場合には、虚偽表示罪として処罰されます。特許権、実用新案権、デザイン権、商標権のいずれにおいても虚偽表示罪が規定されていますが、その内容は互いに類似するため、本稿では特許を中心に説明します。

1. 特許表示に関する韓国特許法の規定

韓国特許法では、特許表示と関連して、物の特許発明である場合には、その物に「特許」および特許番号を表示すること、また特許出願中の場合には「特許出願(審査中)」および出願番号を表示すること、物に表示できない場合には物の容器又は包装に表示できることなどを規定しています(第223条)。また、特許されていない物、特許出願中でない物について、特許表示又は特許出願表示をしたり、これと混同する表示を行ったりする行為を禁止しています(第224条)。これに違反した者は3年以下の懲役又は3,000万ウォン以下の罰金に処することとしています(第228条)。

2. 知財権虚偽表示の例

韓国特許庁が刊行した「知的財産権の表示指針」(以下、指針という)には、知財権虚偽表示の種類が具体的に挙げられています。

- 1) 製品に適用されない知財権登録(出願)番号を表示したり、又は存在しない知財権登録(出願)番号を表示したりする行為
- 2) 知財権登録が拒絶された製品であるにもかかわらず、知財権表示をする行為
- 3) 存続期間満了などによって権利が消滅したにもかかわらず、知財権表示をする行為
- 4) 知財権出願中の製品に対して知財権登録表示をする行為(出願中の場合には「出願」、「審査中」などの表示をしなければならない)
- 5) 知財権名称の異なる知財権表示をする行為(例:実用新案登録を受けたが、特許表示をする場合)
- 6) 知財権出願中でないにもかかわらず、知財権出願表示をする行為
- 7) 韓国特許庁ロゴ又は業務標章の無断使用(特許庁のロゴや業務標章などは、原則として無断で使用することはできません)

3. 韓国での知財権表示方法

指針では、以下の表示方法を推薦しています。

種類	表示方法
物の登録特許	特許第10-000000号
方法の登録特許	方法特許第10-000000号
登録商標	商標登録第40-000000号
登録デザイン	登録デザイン第30-000000号
物の特許出願	特許出願(審査中) 第10-0000-000000号
方法の特許出願	方法特許出願(審査中) 第10-0000-000000号
商標出願	商標登録出願(審査中) 第40-0000-000000号
デザイン出願	デザイン登録出願(審査中) 第30-0000-000000号

また、韓国では、2017年にインターネット特許表示制度が導入されました。これにより、製品に「特許+インターネットサイトアドレス」を表示し、該当インターネットサイトに特許番号を記載するなどの方法を利用することができます。製品に特許番号を表示する場合には、特許番号の削除、追加などが難しい場合がありますが、インターネット特許表示を利用すれば、これが容易になります。

4. 知財権虚偽表示に対する処罰

知財権虚偽表示に対する行政取締りについて、指針によれば、1、2回目の摘発時までは摘発事項の指摘及び行政指導を行い、3回目の摘発時には検察に刑事告発をすることになります。なお、知財権虚偽表示罪は親告罪ではないため、誰でも(第三者が)告発することができます。

5. おわりに

韓国特許法によれば、特許権者が自身の特許関連製品に特許を表示する義務はなく、特許表示の有無が特許権者の権利行使に影響を与えることはありません。そのため、韓国での特許表示は、権利行使の目的というよりはマーケティングの目的で用いられることが多いと言えます。ただし、このように特許表示をする場合、虚偽表示は処罰されますので、注意が必要です。IPG

特許法人ムハン 代表弁理士 千成鎮(チョン・ソンジン)

94年弁理士試験合格(首席)。95年ソウル大学工科大学院 コンピューター工学科卒業。95年~99年サムスン電子に研究員勤務。2000年~02年金&張法律事務所に勤め、02年に特許法人ムハンを共同設立。現在、特許法人ムハン代表弁理士。韓国情報工学会、韓国弁理士会(KPAA)、AIPPI、APAA 活動。

(監修:日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所前副所長 浜岸広明)